

入カ準備當時ノ収入額ニ充タサル場合ニ限リ之ヲ保証スルコト
ヲ認メ解決セシムカ状況先記ノ通

記

一 争議発生ノ場所 在田谷已三川瀬田町三ニ番地
二 事業主側

名 称	三川染工場
事業主	守安滝三
資本金	拾五萬圓
事業ノ種類	染色加工業
使用労働者	六四名(男)

三 労働者側

争議参加者 三。名(女鮮人一五名)

争議参加者中労働組合其ノ他ノ関係ナシ

援接労働団体其他ナシ

四 争議発生ノ時 一月十二日
五 争議発生原因

近年事業不振シタメ労働賃銀ノ未払等屢々アリ経営困難
トナリ之カ更生策トシテ職工ノ常備制ヲ請負制ニ改メ本月
十日付職工ニ対シテ十二日ヨリ之ヲ実施スル旨発表シタルニ
職工側ハ之ニ反対シタルニ因ル

六 交渉経過

一 制度変更ニ不協ナル鮮人甲英生以下三名ノ職工ハ対策
報議ノ結果別記決議文ヲ作成シ甲英生以下三名ヲ代表ト
シ本月十二日午前九時頃事業主ニ會見シテ決議文ヲ提出
シ交渉シタルモ事業主側ハ之ヲ拒否シタルカ更ニ翌十三
日會見ヲ約シ拒出セリ

二 事業主側ハ職工一部ハ反対行動ハ一部職工ノ煽動ニ依ル
モ本島認本島有主島主謀者日認ナル鮮人鉅買錫ニ対